

令和 2 年 第 2 回

さくら市議会臨時会議案書

付 議 事 件

第2回臨時会

番号	事 件 名	提案者
1	さくら市長等の給料の減額に関する条例の制定について	市 長
2	さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について	”
3	令和2年度さくら市一般会計補正予算（第2号）	”

議案第 1 号

さくら市長等の給料の減額に関する条例の制定について

さくら市長等の給料の減額に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 8 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市長等の給料の減額に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市長等の給料月額（さくら市長等の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 47 号。以下「市長等給与条例」という。）第 2 条の規定により市長及び副市長がそれぞれ受ける給料の月額をいう。以下同じ。）及び教育長の給料月額（さくら市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 49 号。以下「教育長給与条例」という。）第 2 条第 1 項の規定により教育長が受ける給料の月額をいう。以下同じ。）の減額の特例について定めるものとする。

(市長及び副市長の給料の月額の減額特例)

第 2 条 この条例の施行の日から令和 2 年 8 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、市長及び副市長の受ける給料については、市長等の給料月額から、市長等の給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ減ずる。

2 前項の規定は、市長等給与条例第 4 条第 2 項に規定する基準日現在の

給料月額額の算定には、適用しない。

(教育長の給料の月額減額特例)

第3条 特例期間においては、教育長の受ける給料については、教育長の給料月額から、教育長の給料月額に100分の15を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 前項の規定は、教育長給与条例第2条第3項において準用する市長等給与条例第4条第2項に規定する基準日現在の給料月額額の算定には、適用しない。

(端数計算)

第4条 前2条の規定により市長及び副市長の給料並びに教育長の給料について減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

議案第2号

さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように定める。

令和2年5月8日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)に対する施策に係る事業に要する経費の財源を確保するため、さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、次に掲げるものを積み立てるものとする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算をもって定める額
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業への充当を指定する寄附金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(目的外の取崩し)

第7条 前条に掲げるもののほか、市長は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第49条第2項に規定する保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項に規定する保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 45 億 5,476 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 229 億 1,262 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 8 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金		1 国 庫 負 担 金	
		2 国 庫 補 助 金	
19 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,482,659	4,512,616	6,995,275
1,961,468	4,995	1,966,463
512,390	4,507,621	5,020,011
1,231,988	42,145	1,274,133
1,231,986	42,145	1,274,131
18,357,866	4,554,761	22,912,627

歳 出

款		項	
2 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
3 民	生 費		
		2 児	童 福 祉 費
		3 生	活 保 護 費
4 衛	生 費		
		1 保	健 衛 生 費
7 商	工 費		
		1 商	工 費
10 教	育 費		
		1 教	育 総 務 費
		5 社	会 教 育 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,034,140	4,441,565	6,475,705
1,600,363	4,441,565	6,041,928
6,407,689	72,716	6,480,405
3,390,636	66,056	3,456,692
466,527	6,660	473,187
1,125,489	2,033	1,127,522
568,623	2,033	570,656
972,783	30,000	1,002,783
972,783	30,000	1,002,783
2,654,558	8,447	2,663,005
641,015	7,600	648,615
593,168	847	594,015
18,357,866	4,554,761	22,912,627

令和2年度さくら市一般会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
15 国庫	支出金	2,482,659
19 繰	入金	1,231,988
歳入合計		18,357,866

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
4,512,616	6,995,275	
42,145	1,274,133	
4,554,761	22,912,627	

歳出

款			補正前の額	補正額
2	総務費		2,034,140	4,441,565
3	民生費		6,407,689	72,716
4	衛生費		1,125,489	2,033
7	商工費		972,783	30,000
10	教育費		2,654,558	8,447
歳出合計			18,357,866	4,554,761

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
6,475,705	4,441,565				
6,480,405	71,051			1,665	
1,127,522				2,033	
1,002,783				30,000	
2,663,005				8,447	
22,912,627	4,512,616			42,145	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	2,482,659	4,512,616	6,995,275
	1 国庫負担金	1,961,468	4,995	1,966,463
	1 民生費国庫負担金	1,961,468	4,995	1,966,463
	2 国庫補助金	512,390	4,507,621	5,020,011
	1 総務費国庫補助金	57,798	4,440,415	4,498,213
	2 民生費国庫補助金	195,575	67,206	262,781

19	繰入金	1,231,988	42,145	1,274,133
	2 基金繰入金	1,231,986	42,145	1,274,131
	1 財政調整基金繰入金	715,089	42,145	757,234

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 生活保護費負担金	4,995	生活困窮者自立相談事業費等負担金 (3/4)	4,995
1 総務費補助金	4,440,415	特別定額給付金事業費補助金 特別定額給付金事務費補助金	4,406,100 34,315
2 児童福祉費補助金	67,206	子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金 子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金	62,000 5,206
1 財政調整基金繰入金	42,145	財政調整基金繰入金	42,145

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	2,034,140	4,441,565	6,475,705	4,441,565			
	1 総務管理費	1,600,363	4,441,565	6,041,928	4,441,565			
	9 情報処理費	235,416	6,225	241,641	6,225			
	14 特別定額給付金交付事業費	0	4,435,340	4,435,340	4,435,340			

3	民生費	6,407,689	72,716	6,480,405	71,051			1,665
	2 児童福祉費	3,390,636	66,056	3,456,692	66,056			
	6 子育て世帯への臨時特別給付金事業費	0	66,056	66,056	66,056			
	3 生活保護費	466,527	6,660	473,187	4,995			1,665
	1 生活保護総務費	17,267	6,660	23,927	4,995			1,665

4	衛生費	1,125,489	2,033	1,127,522				2,033
---	-----	-----------	-------	-----------	--	--	--	-------

2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役 務 費	75	○住民情報関連システム管理事業	6,150
		業務委託料	6,150
12 委 託 料	6,150	○庁内LAN管理事業	75
		通信運搬費	75
2 給 料	3,459	○特別定額給付金交付事業	4,435,340
		職員給	3,459
3 職 員 手 当 等	3,240	通勤手当	240
		時間外勤務手当	3,000
4 共 済 費	500	社会保険料	500
		消耗品費	500
10 需 用 費	500	通信運搬費	7,458
		手数料	11,990
11 役 務 費	19,448	業務委託料	1,972
		賃借料	120
12 委 託 料	1,972	交付金	4,406,100
		償還金	1
13 使用料及び賃借料	120		
18 負担金、補助及び交付金	4,406,100		
22 償還金、利子及び割引料	1		

3 職 員 手 当 等	100	○子育て世帯への臨時特別給付金事業	66,056
		時間外勤務手当	100
10 需 用 費	100	消耗品費	100
		通信運搬費	336
11 役 務 費	3,856	手数料	3,520
		交付金	62,000
18 負担金、補助及び交付金	62,000		
18 負担金、補助及び交付金	6,660	○生活困窮者自立支援事務	6,660
		交付金	6,660

--	--	--	--

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	1	保健衛生費	568,623	2,033	570,656				2,033
		3 母子保健費	56,579	2,033	58,612				2,033

7		商工費	972,783	30,000	1,002,783				30,000
	1	商工費	972,783	30,000	1,002,783				30,000
		2 商工振興費	761,858	30,000	791,858				30,000

10		教育費	2,654,558	8,447	2,663,005				8,447
	1	教育総務費	641,015	7,600	648,615				7,600
		2 事務局費	442,630	7,600	450,230				7,600
	5	社会教育費	593,168	847	594,015				847
		7 図書館費	106,850	847	107,697				847

節		説明
区分	金額	
10 需用費	33	○乳幼児健診事業 印刷製本費
12 委託料	1,750	業務委託料
19 扶助費	250	扶助費
		2,033
		33
		1,750
		250

18 負担金、補助及び交付金	30,000	○新型コロナウイルス緊急支援事業 交付金	30,000
			30,000

10 需用費	7,600	○学校教育課庶務事務 消耗品費	7,600
			7,600
17 備品購入費	847	○図書館管理事業 庁用器具費	847
			847

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 <small>年間支給率(月分)</small>	その他 の手当	計			
補正後	長 等	3		27,180	11,003 (3.35)	137	38,320	6,990	45,310
	議 員	18	74,100		23,790 (3.35)		97,890	25,998	123,888
	その他の 特別職	1,311	85,616				85,616		85,616
	計	1,332	159,716	27,180	34,793	137	221,826	32,988	254,814
補正前	長 等	3		27,180	11,003 (3.35)	137	38,320	6,990	45,310
	議 員	18	74,100		23,790 (3.35)		97,890	25,998	123,888
	その他の 特別職	1,311	85,616				85,616		85,616
	計	1,332	159,716	27,180	34,793	137	221,826	32,988	254,814
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0		0		0	0	0
	その他の 特別職	0	0				0		0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(303) 377	374,029	1,283,592	738,413	2,396,034	446,966	2,843,000	
補正前	(303) 369	374,029	1,280,133	735,073	2,389,235	446,466	2,835,701	
比 較	(0) 8	0	3,459	3,340	6,799	500	7,299	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,652	22,691	19,555	883	133,179	2,265
	補正前	26,652	22,451	19,555	883	130,079	2,265
	比 較	0	240	0	0	3,100	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	35,660	290,875	189,332	17,000	0	321
	補正前	35,660	290,875	189,332	17,000	0	321
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	3,459	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	3,459	新規事業（会計年度任用職員：3,459）による	
職 員 手 当	3,340	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	3,340	新規事業（正職員：2,100 会計年度任用職員：1,240）による	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和2年4月1日現在	平均給料月額 (円)	302,307	279,433
	平均給与月額 (円)	371,122	314,877
	平均年齢 (歳)	40.4	55.2

備考 短時間勤務職員以外の職員について作成。